

# 庄原市職員の懲戒処分等の公表について

公表日 平成29年5月12日

総務部総務課

## 1 処分年月日

平成29年5月12日

## 2 被処分者の所属・役職・性別・年齢

西城支所 主任技師級 男性 41歳

## 3 処分内容

懲戒処分として停職3月とする。

(期間は平成29年5月13日から平成29年8月12日まで)

## 4 処分理由

平成28年12月15日(木曜日)午後4時25分頃、三次市畑敷町のスロット店で、同市の男性が店内に落とした財布を盗み、現金3万円を窃取、平成29年1月25日に窃盗の疑いにより逮捕された。このことは、その後の警察署での取調べ及び検察庁の事実確認、被害者との示談等により、不起訴処分とされたものの、犯行事実を認めており、犯行当日、年次有給休暇取得による公務外とはいえ、本行為は、「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」(地方公務員法第29条第1項第3号)、「信用失墜行為の禁止」(地方公務員法第33条)に該当することが明らかであることによる。

### 【懲戒処分等について】

本市職員が、公務外のこととはいえ、このような事件を起こしたことは、誠に遺憾であり、改めて被害者及び関係者の皆様にお詫び申し上げるとともに、市民の信頼を裏切る行為について、心からお詫びを申し上げます。

職員一人ひとりに全体の奉仕者としての自覚と責任を促し、全職員一丸となって、信頼回復に努めてまいります。

庄原市長 木山耕三